

2006(平成 18)年度 法学既修者選考試験問題

憲 法

(90 分、総点 100 点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

- 1 . 問題用紙は、表紙をふくめて 4 ページで、問題は 2 問ある。
- 2 . 解答用紙は 1 枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
- 3 . 下書き用紙として、白紙を 1 枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
- 4 . 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
- 5 . 問題の内容に関する質問には、応じない。
- 6 . 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
- 7 . 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
- 8 . 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問

次の(1)～(3)の各問に答えなさい。(40点)

(1)「行政権は、内閣に属する」(憲法65条)。この条文における「行政」の意味について、複数の学説が存在している。そのうちの2つをあげて、その内容を紹介しなさい。

(10点)

(2)憲法58条2項によれば、「両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する」規則を定めることができる。そして、ここで掲げられている事項について法律によって定めることができるかについて、複数の学説が存在している。そのうちの2つをあげて、その内容を紹介しなさい。また、その2つの学説によれば現行の国会法と衆議院規則・参議院規則との関係はどのようにとらえられることになるのか、説明しなさい。

(20点)

(3)いわゆる津地鎮祭訴訟最高裁大法廷判決(昭和52年7月13日、民集31巻4号533頁)は、「右のような見地から考えると、わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。」とする。

最高裁判決がこのように考える理由を説明しなさい。ただし、制度的保障については言及しなくてよい。

(10点)

第2問

国会において、以下の内容の公職選挙法改正案が提出されたとする。

参議院議員選挙における比例代表制を廃止し、都道府県を一選挙区とする選挙区から全議員を選出するものとする。議員総定数を94とし、各選挙区の定数は2とする。各選挙区の定数の半数が3年ごとに改選される。衆議院議員選挙は、現行制度のままとする。

【理由】議員の総定数を削減することによって財政再建にむけた国会自身の確固たる姿勢を示すとともに、参議院が地方分権の時代にふさわしい役割を果たすことができるようにする。

この公職選挙法改正案にふくまれる憲法上の問題点について指摘し、それぞれについて論じなさい。論述の際に、最高裁による以下の判示に言及しなさい。

「代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、政治における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけのものではない。わが憲法もまた、右の理由から、国会両議院の議員の選挙については、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（四三条二項、四七条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねているのである。」（最高裁大法廷昭和51年4月14日判決、民集30巻3号223頁）

（60点）

余白